

<報道発表資料>

保健医療部 感染症対策課 感染症担当 桑原、中山

直通 048-830-7330 内線 3404 E-mail: a3510-17@pref.saitama.lg.jp

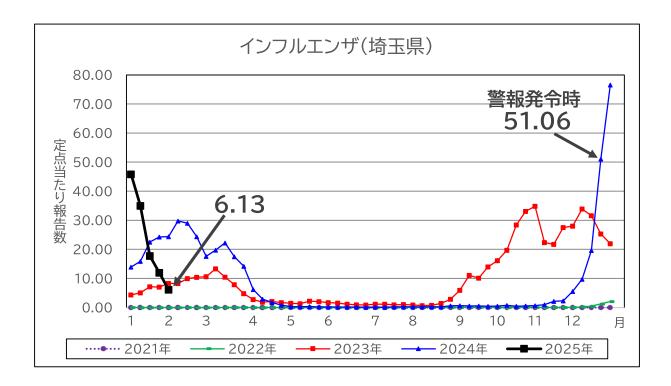
令和7年2月5日

カテゴリー:お知らせ

インフルエンザの流行警報を解除します

令和6年12月25日に発令したインフルエンザの流行警報を解除します。

なお、例年、インフルエンザは A 型株の後に B 型株が流行する傾向がありますので、引き続き、マスク着用等による咳エチケットやこまめな手洗い等の基本的な感染対策を心がけていただくようお願いします。



【参考】

1 感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関(モニター)から感染症患者の受診 状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

インフルエンザについては、埼玉県医師会の協力を得て、261 の定点医療機関 を指定しています。

2 警報の終息基準値について

現在、国立感染症研究所の示すインフルエンザの終息基準値は、1週間の定点当たり報告数10となっています。

3 その他参考情報

埼玉県感染症情報センターホームページ「インフルエンザ流行情報」 https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/srv-flu.html

埼玉県感染症対策課ホームページ「インフルエンザ」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/influenzakisetsu.html

厚生労働省ホームページ「インフルエンザQ&AI

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/QA2024.html

政府広報オンライン「インフルエンザの感染を防ぐポイント 「手洗い」「マスク着用」「咳(せき)エチケット」」

https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200909/6.html